〈元気な八戸づくり」市民提案制度

協働事業 提案募集のご案内

まちづくりや地域課題の解決のため、市民のみなさん(提案者)と 市(行政)が 協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる事業の提案を募集します。

市民のみなさん(提案者)







(1) 市設定テーマ部門

市からの設定テーマ(課題提起)に対する
市民のみなさんからの政策・事業提案を募集

募集期間

7月1日(水) ~ 7月27日(月)

午後5時15分必着

募集説明会

7月1日(水) 時間:午後6時 ~ (1時間程度)

場所:八戸市庁 別館2階 会議室B

H21テーマ

- 1)<u>南郷区発着バス路線に係る</u> <u>「育てる公共交通(協働交通)」モデル構築事業</u>
- 2) <u>町内会加入率向上を目指した</u> 新たな町内会モデル構築事業

(2)自由提案部門

市民のみなさんからの課題提起による政策・事業提案を募集

応募期間

随時、募集しています。

詳しくは、広報市民連携課まで お問い合わせください。

TEL: 0178-43-9207



八戸市 広報市民連携課

きくじ

\Q	「元気な八戸づくり」市民提案制	度概要		
	● 「元気な八戸づくり」市民提案 ● 協働事業とは?		・・ 3 ページ ・・ 3 ページ	
	働事業の実施イメージこれまでに実施した協働事業		・・ 4 ページ ・・ 5 ページ	K
♦	応募要件・事務手続 ● 提案者の要件、対象事業 ● 市設定テーマ部門募集事業概要	· · · · 9·	・・8ページ ~12 ページ	
	協働事業提案の流れ・スケジェ留意事項提出書類・提出方法		- 15 ページ	
	資料集 ● 制度実施要領 ● 関係様式)~21 ページ 2~26 ページ	

「元気な八戸づくり」市民提案制度概要

「元気な八戸づくり」市民提案制度とは?

この制度は、まちづくりや地域課題の解決のために、市民活動団体、地域コミュニティ活動団体、事業者などと市が協働して取り組むことにより、相乗効果が期待できる事業の提案を募集するものです。



※『協働』とは、

① 性格の異なる主体が (行政と市民活動団体等)

② 互いの特性を活かし (指示・下請け・要望的な関係でない)

③ それぞれの長所を生かして (相乗効果がある)

④ 共通の目標に向けて協力すること(目的が共有され、協力の合意形成がなされている)

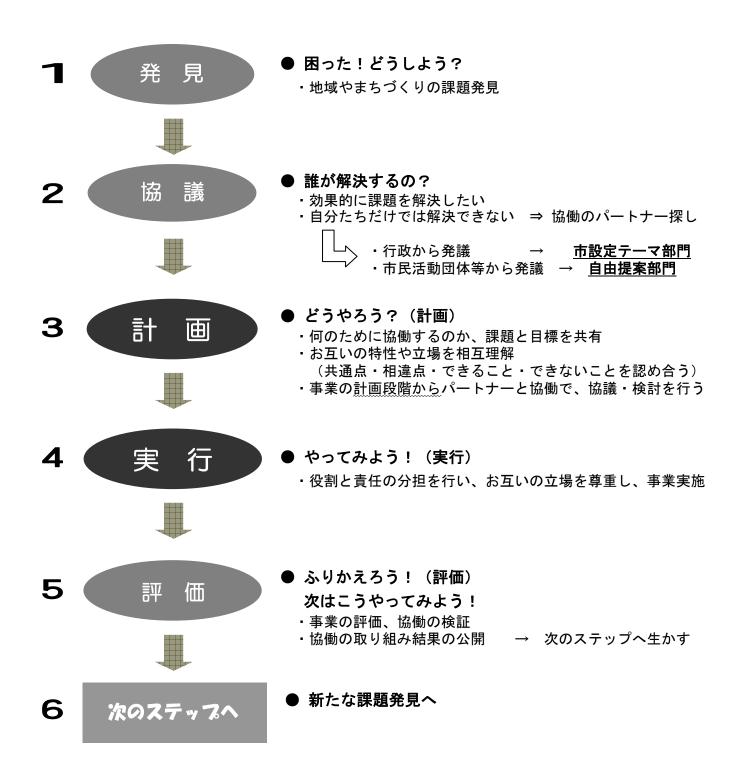
協働事業とは?

協働事業とは、課題を発見した当事者同士が、その課題の重要性を認識し、互いに解決の方法を話し合って、共に「計画・実行」する事業です。

当事者は、事業を実施するパートナーとして、労力・技術・情報・資金などの資源を持ち寄り、主体的に事業に参画します。



協働事業の実施イメージ



これまでに実施した協働事業

八戸市シニア地域回帰事業 (H19~)



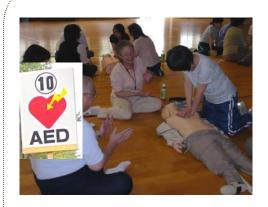
く事業パートナー>

- ・八戸市社会福祉協議会
- ・八戸市 (健康福祉政策課)

<事業内容>

団塊の世代を主な対象者とし、地域活動参加へのきっかけづくりとして、「地域デビュー」するための各種講座を参加者登録制により開催。また、NPOの協力を得ながら市民活動等を行い、実際の活動への橋渡しをするとともに、地域活動へ向けての仲間づくりの支援を行いました。

八戸市AED普及促進事業(H2O~)



<事業パートナー>

- ・市民ボランティアサークル「いのちの輪」
- ・八戸市 (健康福祉政策課)

<事業内容>

救命に関する知識・技術を生かすことができるような活動機会の提供を行い、地域の安全・安心なまちづくりにつなげるため、市民向けの AED 講習会を開催。また、市内で AED を設置している公共施設、事業所等を調査し、AED マップを作成しました。

総合型地域スポーツクラブPR&モニター事業(H21)



<事業パートナー>

- マンタ健康クラブ
- ・八戸市(文化スポーツ振興課)

<事業内容>

市民を対象に、総合型地域スポーツクラブの PR (説明会)及びアンケート調査を健康運動教室と組み合わせて実施し、市民ニーズの把握を行うとともに、総合型スポーツクラブへの理解を深めてもらう。

応募要件·事務手続

1. 提案者の要件 (提案者が協働事業の実施者となります)

次のいずれかに該当し、自らが提案事業を実施することができる団体。

① ・市民活動団体

(ボランティア団体、NPO 法人等)

- ・地域コミュニティ活動団体 (町内会、子ども会、PTA等)
- ・<u>市内に事務所または事業所等を有する事業者</u> (法人又は個人) であり、次の要件をすべて満たすもの
 - a) 公共の利益に反する行為を行わないこと。
 - b) 主たる活動地域が八戸市内であること。
 - c) 直近3か年分の法人の法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ② 上記①に掲げる団体で構成するグループ ※ ただし、代表団体を定めていること。

2. 対象事業 (提案事業の要件)

対象となる事業は、八戸市のまちづくりや課題解決のために、市民活動団体・地域コミュニティ活動団体・事業者と市が協働して取り組むことにより、相乗効果が期待できる事業等で、新たに取り組まれるモデル的・先駆的な内容のものです。

なお、提案には次の2つの部門があります。

市設定テーマ部門	 ■ 市から の課題提起に対する事業などの提案 < (H21 テーマ) 1) 南郷区発着バス路線に係る 「育てる公共交通(協働交通)」モデル構築事業9~10p 2) 町内会加入率向上を目指した 新たな町内会モデル構築事業11~12p 	【募集期間】 H21.7.1(水)
自由提案 部 門	■ 市民から の課題提起による事業などの提案・公益上の課題の解決のために、具体的で実効性があり、 手法がある程度想定されている提案が対象です。	随時 募集しています 詳しくは広報 市民連携課ま でお問い合わ せください

3. 市設定テーマ部門募集事業概要

市の提案するテーマ①

南郷区発着バス路線に係る「育てる公共交通(協働交通)」モデル構築事業

〔提案課:南郷区役所企画総務課・都市整備部都市政策課〕

背景・課題

南部バス株式会社が運行している荒谷線および市ノ沢線は、南郷区の島守地区・市野沢地区 と中心街等を往来する貴重な生活交通路線ですが、近年、運送収入が落ち込み、持続可能な 運行が難しくなっています。

市の提案する「協働事業」の概要

荒谷線および市ノ沢線が抱える実情について、広く意識共有を図り、利用促進策等を検討・計画し、実践(行動)する。

協働したいパートナー(= 提案して頂きたい方)

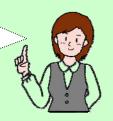
荒谷線および市ノ沢線の維持存続や改善の方策について、主体的に検 討し実践する意志を有する沿線住民が組織する団体、企業、市民活動 団体、交通事業者など

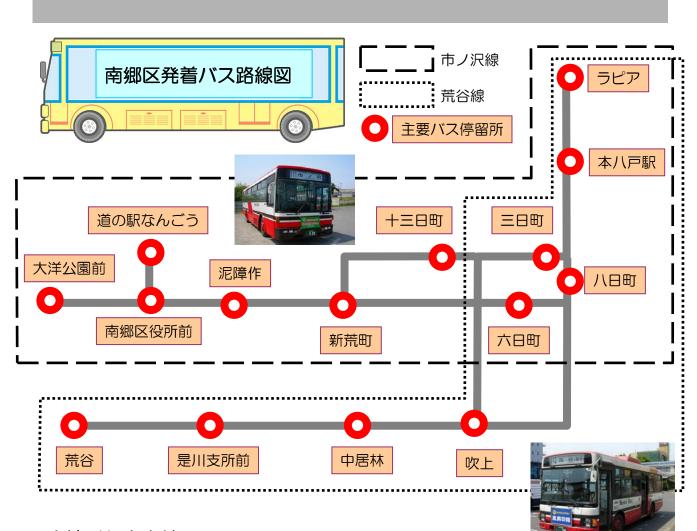


役	両者 (協働パートナー・市)	・「育てる公共交通」の事業モデルの構築 *公共交通分野における『協働のまちづくり』の実践 *需要と供給のバランスがとれた持続可能な公共交通体系の構築
割分	協働パートナー	・ バスの必要性、利用意向に関する地域内の意見の収集と集約・ 路線の維持、活性化に結びつく地域発意の行動計画の立案と実践・ 協賛企業(店舗、市民活動団体等含む)の発掘および協力要請
担	市	・ 地域住民およびバス事業者との協議の場の設定、意見調整・ 専門家(アドバイザー)の招聘・ 南郷コミュニティ交通や旧市内路線との連携や整合性の検討

●担当課から一言

自家用車の普及等に伴い、路線バス事業は、厳しい経営環境にあります。 超高齢社会の到来などの観点から「地域の足」としての路線バスの大切 さを見つめ直していただき、地域住民への「呼びかけ」や事業者・行政 への「要望」にとどまらない、実効的なご提案を期待します。





路線別収支実績

	年度 (平成)	① 経常収入 (千円)	② 実車走行 キロ 当 収入 (円銭)	③ 経常費用 (千円)	④ 実車走行 キロ 当 経常費用 (円銭)	⑤ 収支 (千円) ①-③	A 国・県 からの金 補助金 (千円)	B 市 からの 補助金 (千 円)	C 補助金 総額 (千円) A+B
	18	10,925	239.29	10,942	244.57	▲ 17	15	2	17
荒谷線	19	8,730	190.10	11,624	260.03	▲ 2,894	0	1,861	1,861
	20	7,500	162.20	12,299	274.22	▲ 4,799	0	2,673	2,673
	18	11,926	259.22	11,043	244.57	883	0	0	0
市ノ沢線	19	10,317	223.47	11,732	260.03	▲ 1,415	0	1,415	1,415
	20	8,985	193.47	12,413	274.22	▲ 3,428	0	2,105	2,105

(資料提供:南部バス株式会社)

^{*「}年度」とは補助金交付上の年度であり、平成20年度については、平成19年10月から平成20年9月までの運行期間を指します。
*②=「運送収入」とは経常収入のうち、現金での運賃収入のほか回数券や定期券などの販売収入をいいます。
*④=補助金算定上、年間の経常費用を実車走行キロ数で割ったものであり、年度毎の各路線の数値は同一に設定されています。

市の提案するテーマ②

町内会加入率向上を目指した新たな町内会モデル構築事業

〔提案課:総合政策部広報市民連携課〕

背景・課題

最近、住民の生活形態や価値観が多様化し、地域とのつながりが希薄化しているといわれています。そのような中、少子高齢化への対応や安全安心の確保のためにも、地域社会でのきめ細やかな対応が必要となってきており、町内会の役割に大きな期待が寄せられています。しかし、町内会加入率が低下していることから、その役割を担うことが困難になってきています。

市の提案する「協働事業」の概要

町内会に関する意見交換会等を行い、町内会加入促進策を検討、実践する。

協働したハパートナー(= 提案して頂きたい方)

- ◆ 本事業に関心のある地域コミュニティ団体・市民活動団体・大学等
- ◇ 連合町内会、町内会、自治会

役	両者 (協働パートナー・市)	・ 意見交換会の企画・ 町内会加入促進策の検討
割分	協働パートナー	・ 本事業実施に係る周知、資料作成・ 町内会加入促進策の実践
担	市	・ 本事業実施に係る会場の借上げ、資料等の印刷、消耗品の提供・ 町内会加入促進策の実践に必要な消耗品等の提供

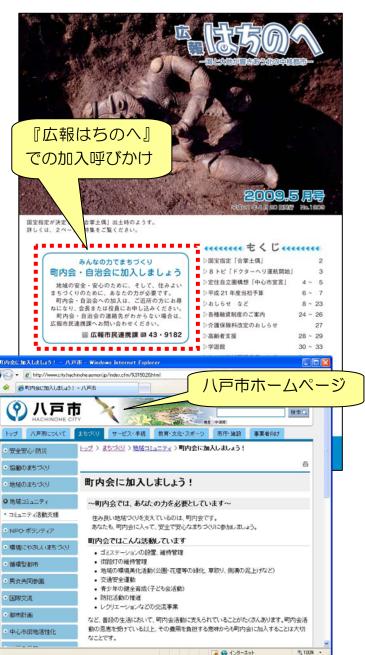
●担当課から一言

快適で住みよい地域を築くため、町内会加入率の向上を目指した事業を 市と一緒に考え、取り組んでいただけるパートナーを募集します。 町内会加入促進策について、一緒に取り組みませんか?

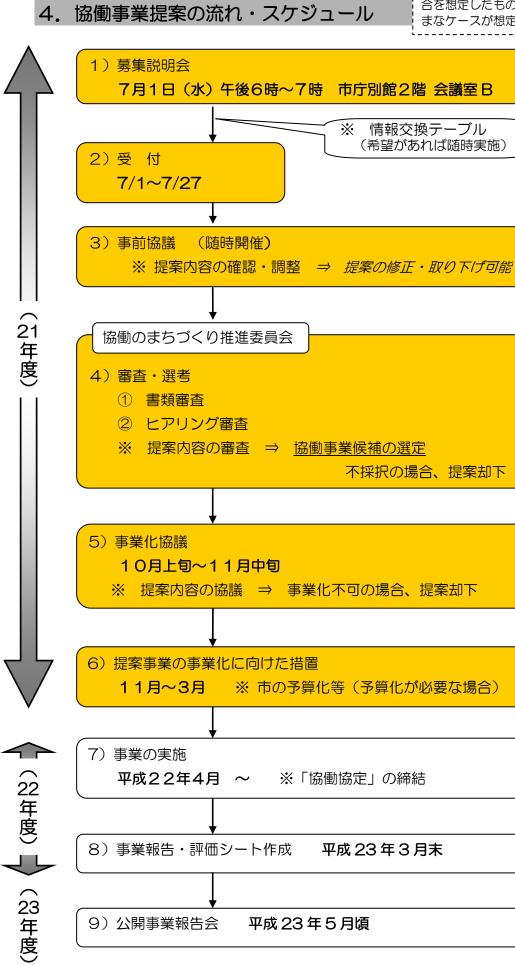


町内会加入率の推移 ※H17以降、南郷区を含む 64.6% 加入率が 年々低下 しています。 H16 H17 H18 H19 H20





(注) このスケジュールは、平成22年度に、 市設定テーマに基づく協働事業を実施する場 合を想定したもので、提案内容により、さまざ まなケースが想定されます。



9) 公開事業報告会



13

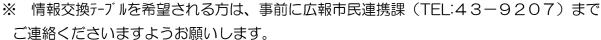
平成23年5月頃

5. 「情報交換テーブル」について

提案を申請する前に、市設定テーマの担当課と情報交換や意見交換をすることができます。

- ・興味があって、まずは話を聞きたい
- ・提案する前に、詳しい情報を知りたい
- ・申請書の書き方がよくわからない・・・など

どうぞお気軽にご活用ください。





6. 「事前協議」について

申請書を提出後、提案内容を確認・調整するため、必要に応じて、提案事業関係者(注1)の間で協議を行います。市は、協議の結果を踏まえ、提案事業の適格性や実施可能性、効果について検討を行い、意見を取りまとめます。

提案者は、事前協議の結果に基づき、提案の修正や取り下げを行うことができます。

(注1)提案事業関係者

提案者、協働のまちづくり推進委員会委員、市関係課職員、 その他、提案事業の実施に関係があると認められる者



7. 「審査・選考」について

提案された事業は、①書類審査、②ヒアリング審査を経て、協働事業候補として選定されます。 なお審査は、有識者等の市民で構成する「協働のまちづくり推進委員会」が行い、下記の審 査基準(注2)を踏まえ、総合的に審査し、協働事業候補を選考します。

市設定テーマ部門については、原則として、各テーマ1事業を選定します。

(注2) 審査基準 公益性・実現性・費用対効果・協働性・独創性

① 書類審査

企画提案書類に基づき、提案事業の実施可能性や効果等に関する審査を行います。

② ヒアリング審査

書類審査の結果を踏まえ、協働のまち づくり推進委員会が提案者に対してヒア リングを行います。

※ 選考結果は、後日、事務局より文書にてお知らせします。





8. 「事業化協議」について

- ・ 協働事業候補の選定後、事業化に向け、必要に応じて、 提案事業関係者により提案内容を協議します。
- ・ 協議の結果、事業の実施が不可能または困難であると判断される場合は、 理由を付して、提案事業関係者にその旨を通知します。



9. 「提案事業の事業化に向けた措置」・「事業の実施」について

- ・ 事業化協議の結果、提案事業の実施が決定した場合、市の担当課が事業の実施に向け、必要な措置(予算化等)を行います。
- 事業の実施は、原則として平成22年度以降となります。※ ただし、予算化を伴わない事業等は、平成21年度中に実施できる場合もあります。
- ・ 提案事業の実施者は、市担当課との協議を十分に行った上で、原則として、市と「協働協定」を締結して事業を実施することになります。

10. 事業報告・評価シート作成について

- ・ 提案事業の実施者には、協働協定に基づき、提案事業の内容及び実施状況について、提案 事業関係者に事業の報告を行っていただきます。
- ・ 合わせて、協働事業評価シートを作成し、広報市民連携課へ提出していただきます。
 - ※ 事業報告を基に、協働のまちづくり推進委員会による事業の評価を行います。

11. 公開事業報告会について

・ 事業終了後、提案事業関係者や市民の皆さんを交え、事業の成果や反省点等を発表してい ただく、公開事業報告会の開催を予定しています。

(事業実施年度の翌年度5月頃を予定)





12. 提案にあたっての留意事項

- ・ 提案される協働事業の実施期間については、平成 21 年度中に事業化等の検討、協議を行 うため、原則として、**平成 22 年度以降**を想定しています(平成 21 年度中に実施可能な 場合は、この限りではありません)。
- ・ 提出書類の作成、提出、審査や協議への出席に係る経費等は、すべて提案者の負担となります。
- ・ 提案内容を基に、事業の実施に向けて提案者や市担当課などの関係者で協議を行い、相互 理解を深めながら、解決方策や事業化を検討していくことになります。
- ・ 協働事業になじまない提案、明らかに実施困難な提案、単なる要望等については、事前審 査により、対象外となる場合があります。
- ・ 事業形態(注3)や規模、対象経費等について、特に条件は定めておりませんので、詳細は、事前協議や事業化協議の中で検討していくことになります。
- 提出された提案の内容や制度の実施状況等は、市のホームページなどで広く公開します。

(注3) 協働事業の事業形態の参考例

後 援:市の名義使用など、金銭や物品の提供によらない支援の形態

補助:市民又は事業者が主体となって、公益的な活動を行い、その活動に対し市が助成 する形態で、その助成が単に団体の運営支援を目的としたものではないもの

事業協力:市と市民又は事業者が、同一の目的を共有し、連携を図りつつ、それぞれの事業 を実施する形態

共 催:市と市民又は事業者が、主催者として互いに協力しながら同一の事業を実施する 形態

実行委員会: 市と市民又は事業者等で構成された組織体が 1 つの団体として特定の事業を実施 する形態

委託:市の業務の一部を市民又は事業者に委託して実施する形態で、互いに協議しながら業務内容を定める等、下請け的な関係ではなく、協働の過程を踏まえて行われるもの

13. 事業実施にあたっての留意事項

- 事業の実施にあたり、本制度の活用事業である旨を公表及びPRしていただきます。
 - ※ 例:ちらし等の印刷物や、看板、成果物などへの明記
- ・ 提案事業の成果及び評価の内容等は、市のホームページなどで広く情報を公開しますので、 情報の提供をお願いします。

14. 提案書類・提出方法

以下の提出書類を直接広報市民連携課へ持参いただくか、郵送で提出してください。

提出書類

- 1)協働事業企画提案書 (第1号様式)
- 2) 提案者の要件に関する確認書(第2号様式)
- 3) 団体概要書

(第3号様式)

- 4) 団体の定款、規約又は会則
- 5) 団体構成員又は役員の名簿
- 6) 団体の運営状況及び活動状況を示す資料 (前年度分の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の事業計画書、収支予算書等)
- 7) その他市長が必要と認める書類
- 8) その他参考資料
- ※ 様式は、広報市民連携課、市庁本館・別館案内、各地区公民館、支所、市民活動サポート センターで配付しています。また、八戸市ホームページからダウンロードできます。 〔ホームページ〕http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9,3172,19,166,html

募集期間

(市設定テーマ部門)

平成21年7月1日(水)から7月27日(月)まで(午後5時15分必着)

※ 自由提案部門については、随時、募集しています。

申請前に、 広報市民連携課へ ご一報くださいます ようお願いします。

情報交換デブル(14p参照) もあります。 どうぞお気軽に お問い合わせください。

提出先・問い合わせ先

八戸市 総合政策部 広報市民連携課 市民協働グループ 〒031-8686 八戸市内丸1-1-1(八戸市庁本館4階)

電 話 0178-43-9207(直通) FAX 0178-47-1485

Eメール kohorenkei@city.hachinohe.aomori.jp

※ 不明な点がございましたら、お気軽にご相談、お問い合わせください。



資料集

・「元気な八戸づくり」市民提案制度実施要領

·第1号様式:協働事業企画提案書

・第2号様式:提案者の要件に関する確認書

・第3号様式:団体概要書

八戸市「元気な八戸づくり」市民提案制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を目指し、市民又は事業者から、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力して実施する政策、事業等(以下「協働事業」という。)の提案を受ける「元気な八戸づくり」市民提案制度(以下「本制度」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
 - (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
 - (3) 市民活動団体 市民が自主的に行う営利のみを目的としない公益性のある活動を行う団体をいう。
 - (4) 地域コミュニティ活動団体 市民が共同体意識又は連帯感を持って生活する一定範囲の 基礎的な近隣社会に関して市民が自主的に行う公益性のある活動を行う団体をいう。
 - (5) 協働 それぞれが自己の果たすべき役割と責任を自覚し、他者の存在意義と特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき自立した対等の立場で協力し合うことをいう。

(提案の要件)

- 第3条 提案することができる協働事業は、八戸市(以下「市」という。)が抱えている課題の解決又は市のまちづくりのために、市民活動団体若しくは地域コミュニティ活動団体又は事業者(以下「事業者等」という。)自らが市と協働して取り組むことにより相乗効果が期待できる政策、事業等で、新たに取り組まれるモデル的又は先駆的な内容のものとする。
- 2 提案の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 市設定テーマ部門 市からの課題提起に対する提案
 - (2) 自由提案部門 事業者等からの課題提起による提案
- 3 その他、提案することができる協働事業の要件に関し必要な事項は、別に定める。

(提案者の要件)

- 第4条 協働事業を提案することができるものは、次のとおりとする。
 - (1) 事業者等で、次に掲げる要件をすべて満たすもの
 - ア 公共の利益に反する行為を行わない団体であること。
 - イ 主たる活動地域が八戸市内であること。
 - ウ 直近3か年分の法人の法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
 - (2) 前号の事業者等で構成するグループのうち代表団体を定めているもの

(提案の募集)

- 第5条 この要領に基づいて協働事業の提案を行おうとするものは、次に掲げる書類を随時、市 に提出するものとする。
 - (1) 協働事業企画提案書(別記第1号様式)
 - (2) 提案者の要件に関する確認書(別記第2号様式)
 - (3) 団体概要書(別記第3号様式)
 - (4) 団体の定款、規約又は会則
 - (5) 団体構成員又は役員の名簿
 - (6) 団体の経営及び活動状況を示す資料(前年度分の事業報告書及び収支決算書並びに当該年度の事業計画書、収支予算書等)
 - (7) その他市長が必要と認める書類

(提案事業の審査及び選考)

- 第6条 市長は、前条の規定により提案された協働事業(以下「提案事業」という。)について、 協働事業の候補(以下「協働事業候補」という。)を選考するため、八戸市協働のまちづくり 推進委員会(以下「推進委員会」という。)に意見を求めるものとする。
- 2 推進委員会は、必要に応じて委員会を開催し、別に定める審査基準により提案の内容を審査 し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、第1項の推進委員会の意見を基に協働事業候補の選考を行うものとし、その結果については、別記第4号様式により速やかに提案事業の実施に向けた関係者(以下「提案事業関係者」という。)に通知するものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、市長は、別に定める場合は、推進委員会に意見を求めることなく協働事業候補の選定を行うものとする。

(提案事業の協議)

- 第7条 市は、提案事業の内容の把握、調整及び事業化に向けた検討のため、必要に応じて、提 案事業関係者と協議を実施するものとする。
- 2 市長は、前項の協議の結果について、推進委員会に報告するものとする。

(提案事業の実施)

- 第8条 市及び協働事業候補として選定された提案事業の提案事業関係者は、前条第1項の協議 において、提案事業の実施に向けて取り組むことで合意形成が図られた提案について、その実 施に努めるものとする。
- 2 市長は、協働事業候補として選定された提案事業の事業化の過程において提案事業の実施が 不可能又は著しく困難であると判断される場合は、別記第4号様式により速やかにその旨を提 案事業関係者に通知するものとする。

(提案事業の評価)

- 第9条 市及び提案事業関係者は、提案事業の内容及び実施状況について、市長が定めるところ により提案事業関係者に事業報告を行うものとする。
- 2 推進委員会は、前項の報告結果を基に、提案事業の評価を行う。
- 3 市長は、前項の推進委員会の評価後、提案事業関係者の出席を求めて、公開により事業の成果報告会を開催する。

(提案事業関係者の責務)

- 第10条 市及びその他の提案事業関係者は、本制度の趣旨を理解し、その実施に協力し、及び 参画するよう努めるものとする。
- 2 市及びその他の提案事業関係者は、協働事業の提案者の承諾を得ないで、当該提案事業のアイディアのみを事業に活用してはならない。ただし、異なる目的の事業に当該アイディアを活用する場合は、当該提案者にその旨を通知することで足りるものとする。
- 3 市及び提案事業関係者は、当該提案事業の実施に当たっては、本制度の活用事業である旨の 周知に努めなければならない。

(制度実施状況の公表)

第 11 条 市長は、提案の受付状況、提案者及び提案事業関係者の名称、提案の内容、推進委員会での審査結果、提案事業の協議概要、実施状況、成果及び評価の概要等について、原則として公開するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか本制度の実施に関し必要な事項は、推進委員会と協議のうえ、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18年6月 16日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成20年1月18日から実施するものとする。
- 2 改正後の要領の規定は、この要領の実施の日以後に提案された事業について適用し、同日前に提案された協働事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施するものとする。
- 2 改正後の要領の規定は、この要領の実施の日以後に提案された事業について適用し、同日前に提案された協働事業については、なお従前の例による。

「元気なハ戸づくり」市民提案制度 協働事業企画提案書

(あて先) 八戸市長

市との協働事業について、関係書類を添付して企画提案します。

1	1. 提案者・提案テーマ・事業名							
提案者の区分			団体	•	グループ	(いずれかに〇)		
	氏名、または 代表者名						Ħ	
	連絡先	TEL (E-mail)	_	FAX () –		
提案	住所	₹						
者	団体名							
	連絡責任者							
	連絡責任者連絡先	TEL (E-mail)	_	FAX () –		
提案の区分					テーマ名:		J	
事	業の名称							

※提案区分がグループの場合は、提案者の欄は代表団体について記入してください。また、グループの構成員表、規約(案の段階でも可)、責任分担が分かる資料を添付してください。

(302)

2 .	. 提	案内容	
	提案事業で 解決したい 公益上の課題		
的	現	記の課題の 犬と原因に ハての認識	
提	解	上の課題の 決となる 事業の概要	
案 事業	提案事業の役割分担	提案者	
*		中	
	(取組み内容)	他団体	
成果	てい	しようとし る成果、期待 る波及効果	

- ※想定・提出可能な場合は、以下の補足添付資料をご提出ください。
 - ①全体事業のスケジュール・収支計画
 - ②自主事業分のスケジュール・収支計画(市に支出を求める場合の金額も含める)

(3の3)

3. 提案内容	こ関する補足説明
協働する必要性、 相乗効果、事業実 施者のメリット	
事業について PR したいこと	
事業を進めていく うえで、想定され る課題	
その他、貴団体のこれまでの実績や事業実施体制の特徴、事業実施 後の見通しなど	

提案者の要件に関する確認書

				年	月	В	
(あて先)八戸市長							
提案	者 (信	主所)					
		<u>氏名)</u> D場合は、	代表者名	をお願い	<u></u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
私は、「元気な八戸づくり」市民提案 こも該当することを確認しました。	制度の協	協働事業1	企画提案に	あたり、	下記の	事項の	いずれ
	=	7					
(1) 八戸市「元気な八戸づくり」市民 に定める要件に該当すること。	提案制度	度実施要領	頃(以下「	実施要領	」とい	う。)	第4条
(2)上記要件を確認するため、市が次に同意すること。また、市で確認							
□ 市県民税 □ 固定資産税 □ 国民健康保険税							
(3)実施要領第10条に定める責務を路	当まえて	提案する	こと。				

団 体 概 要 書

J.	体の名称								
		設立年月	ŕ	<u></u>	月	構成員数	会員・神	1員数	人
					/ J	HMXX	役員数		人
団体の概要		(活動の目的)			所、貴[団体にとって大き	きな成果が	出た事業	
			主な	事 業	内	容		事業費	(決算額)
事業	実 績(昨年度)	※事業の実施時期、	場所、参加を	者数など	を記載し	<i>い</i> てください。			円
内			主な	事 業	内	容		事業費	(予算額)
2 容	計画(今年度)	※事業の実施時期、	場所、参加を	者数など	を記載し	たください。			円

<参考資料>

- ①団体の定款、規約または会則、団体名簿(構成員または役員)など、団体の概要が分かる資料がありましたら添付してください。
- ②事業報告書・収支計算書など、団体の経営及び活動状況が分かる資料がありましたら添付してください。



みんなで 進めよう! 協働 のまちづくり

お問い合わせ

八戸市 総合政策部 広報市民連携課 市民協働グループ(八戸市庁本館4階)

〒031-8686 八戸市内丸1-1-1

電話 0178-43-9207(直通) FAX 0178-47-1485

Eメール kohorenkei@city.hachinohe.aomori.jp

ホームページ http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9,3172,19,166,html